

## 日之影町農業委員会 第17回総会

開催日時 : 令和6年12月24日(火) 午後4時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男            松本 貴美子            穂積 ミサ子            工藤 昭一  
                 山本 英二            矢通 広信            佐藤 陽子            一水 秀樹  
                 榊田 隆盛            甲斐 直            高岡 光美            中川 今朝久  
                 甲斐 秀人            大村 直登

欠席委員 : 今村 浩二三            押方 徹

議事日程 : ① 議案第56号

                 「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第57号

                 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。  本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。  はじめに、議事録署名委員を指名します。  2番 松本 貴美子 委員、4番 穂積 ミサ子 委員 お願いします。  それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第56号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地については、事務局と12月6日に確認しました。  譲渡人の〇〇さんは、90歳で、〇〇にお住まいです。  譲受人の〇〇さんは61歳、〇〇集落にお住まいで、〇〇の会社をされており、主に  水稻を作付けされています。  場所は、〇〇の〇〇があった横の農地になります。  以前、農地法5条の申請がありましたが、書類の不足を事務局が何度か指導していま  したが、提出されなかったようです。その後、〇〇を閉鎖しまいたが、工場跡地と隣接  する農地とを併せて購入することになったようです。  売買金額は、5万円です  ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下  さい。</p> <p>質疑はありませんか。  (質疑なしの声)</p> <p>これで質疑を打ち切ります。  これより採決します。議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」  申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。  よって、議案第56号は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と  します。  本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第57号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>説明いたします。</p>

現地については、事務局と10月16日に確認しました。

貸付人の〇〇さんは66歳で〇〇集落にお住まいです。

借受人の〇〇さんは36歳で〇〇さんの息子さんになります。

場所は〇〇さん自宅の目の前になります。

転用理由については、10月の総会の時にも説明しましたが、〇〇さんが2世帯住宅の建設を計画にしており、県の崖地条例を遵守するための転用申請になります。工事の途中で申請地が農地としり、顛末書を添付しての申請のようです。

ご審議お願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第57号は、申請のとおり承認することに決定しました。

議長

以上で、本日本日予定しておりました審議は全て終了しました。第17回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。